

石川県「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

こども・若者の自殺危機対応チームとは

自殺のリスクを抱えるこども・若者を身近で支えている支援者（学校や市町等）が困難なケースに直面した際に、多職種の専門家が助言等を行い、支援体制構築を支援するチームです

例えば、こんなことで悩まれていませんか？

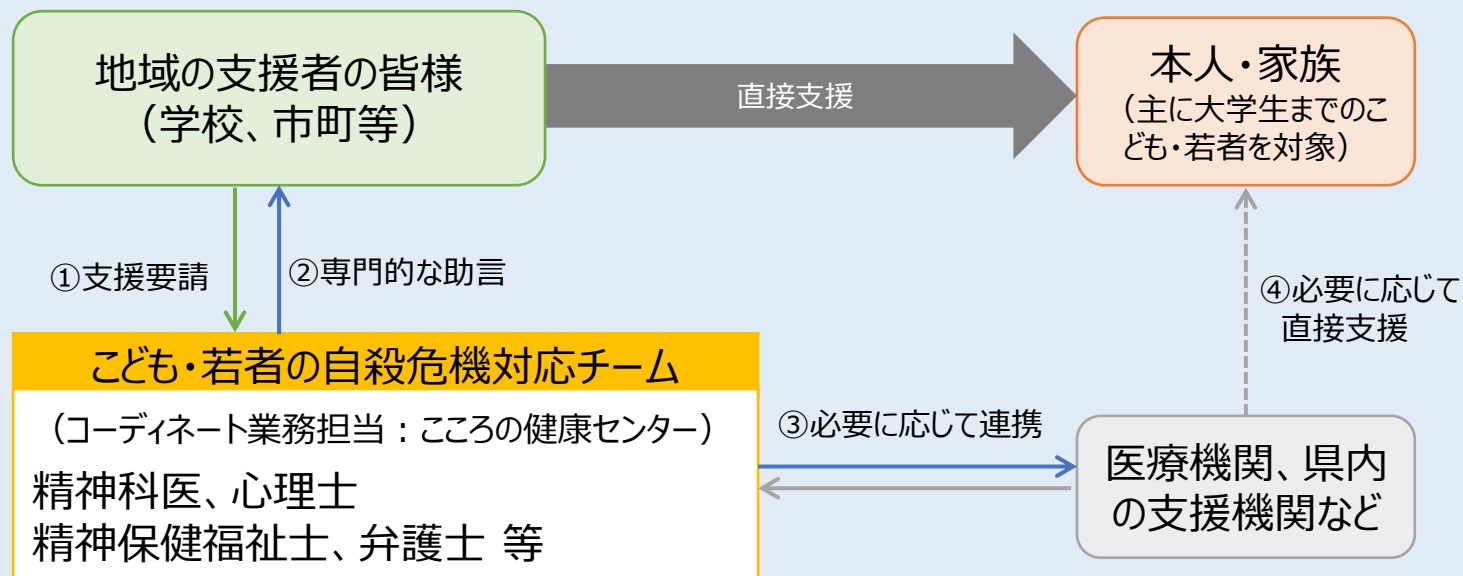
- ・希死念慮を示す言動をずっと続けている生徒に対して、どう対応すればよいのか悩む
- ・生徒本人が、死にたいほどの気持ちを抱えているが、保護者に伝えるのをかたくなに拒否している
- ・当該生徒だけでなく、家庭にも課題があり、学校だけでは対応しきれない



本事業を利用できないか迷われる場合は、お気軽にお問い合わせください

支援体制イメージ

本チームへ支援要請を寄せた支援者へ、当該生徒の自殺リスクのアセスメントや見立てを行い、対応方法や支援方針等について助言を行います。



危機対応チームへの支援要請手順、そこからの流れ

- ① 地域の支援者の皆様(以下「支援要請機関」)が、支援要請シートに必要事項を入力の上、県こころの健康センターへ提出してください。
- ② 県こころの健康センターが、速やかに支援要請機関へ連絡いたします。そこで補足的に詳細情報をヒアリングさせていただきます。
- ③ 危機対応チーム内でケース検討会議を開催して、支援方針を検討し、その結果は支援要請機関へフィードバックいたします。
※支援要請機関にケース検討会議への参加をお願いすることがあります。
- ④ 事案の状況に応じて、適宜フォローを行っていきます。
※ケース検討会議は、事案の状況に応じて、複数回実施する場合があります。

危機対応チームに関するQ&A

Q.支援要請は職員個人でできますか。

A.支援要請は所属する機関の判断で行っていただきますので、協議の上要請してください。

Q.本人・家族の同意がない状態での支援要請はできますか。

A.支援要請可能です。

(基本的に本人・家族への直接支援ではなく、地域の支援者の支援を行います。)

Q.生徒の個人情報を、本人及び家族の同意なく提供しても問題ないのでしょうか。

A.本事業では、基本的に特定の個人を識別することができる情報を取得しない形で支援を行います。

(また、個人情報保護法には、本人の同意を得ないで個人情報を取得してはならない旨の定めがありますが、“法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき”には、本人・家族の同意なしでの情報提供が認められています。)

支援要請先・問い合わせ先

石川県こころの健康センター

TEL:076-238-5750 FAX:076-238-5762

MAIL:seisin.h@pref.ishikawa.lg.jp

